

別表 法人会年会費基準

- ・本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、年会費は入会月により下記のとおりとする。
- ・入会の翌年度からの会費は、下記の方式により納付する。
 - 「口座振替」方式は毎年7月10日(休日の場合は翌営業日)に指定銀行口座より引き落としをする。
 - 「納付書方式」は6月中旬に請求書を発送し、入金指定口座に振込をする。

(会費基準)

(円)

「資本金」	事業年度 毎年4月1日～翌年3月31日まで			
	入会月 4月～9月	入会月 10月～12月	入会月 翌年1月～3月	年会費 翌事業年度以降
1000万円未満	5,000	2,500	1,250	5,000
1000万円以上1億円未満	10,000	5,000	2,500	10,000
1億円以上	15,000	7,500	3,750	15,000
社団法人等	3,000	1,500	750	3,000
協同組合等	5,000	2,500	1,250	5,000
減額系列子会社	1,000	500	250	1,000
賛助会員	3,000	1,500	750	3,000

「参考」(年会費)	
5,000円	協同組合 医療法人
3,000円	財団法人 社団法人 宗教法人 系列子会社(同一経営者・親会社加入が条件)
1,000円	系列子会社のうち次の条件を全て満たす場合、会費を減額する。 (1) 代表者が同一人または同族関係者であること。 (2) 原則として本社所在地が親会社と同一か、事務所が同一であること。 (3) 法人会会報等が不要でコストがかからないこと。 (4) 前号に準ずると認められる特別な事情があること。 ☆系列会社のうち、会費減額適用については、書面にて組織委員長宛申請する。